

広島県告示第六百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年七月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町榑原字砥山一〇六の二・一一九の二・一一九の三（以上三筆国有林）、東大迫一三八九の二（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため